

【論 文】

千葉県北西部沿岸の地域産業と地方銀行

—大正初期船橋商業銀行の蹉跌を中心に—

小 川 功

目次

- I. はじめに
- II. 船橋商業銀行の概要
 - 1. 船橋商業銀行の設立
 - 2. 船橋商業銀行の問題点
 - 3. 初代頭取・松本岩次郎の経歴
- III. 製塩業への関与
 - 1. 三田浜塩田の継承
 - 2. 遠藤と共同での松遠塩田の新規開発
 - 3. 製塩業への過度な関与の背景にあるもの
- IV. 松本頭取失踪事件と休業・頭取交代
 - 1. 失踪事件の概要
 - 2. 失踪事件の背景
- V. 不良債権を巡る仮説の提示
 - 1. 不良債権発生経緯に関する仮説
 - 2. 不良債権の隠蔽に関する仮説
 - 3. 信用回復策としての陽動作戦に関する仮説
 - 4. 担保物件の換価に関する仮説
- VI. 後任頭取の評価と小括

I. はじめに

現代の「東京ベイ・エリア」を象徴する地域産業は東京ディズニーリゾートであり、昭和50年代までも同様に船橋ヘルスセンター、谷津遊園等の観光業であった。本稿ではこれら当地海浜リゾートの先駆・三田浜楽園の系譜の培養基盤となった製塩業を主な地域産業としてとりあげ、地方銀行が直接・間接を問わずどのような姿勢で関わっていったのか、それらのリスクな融資がもたらした結末を考察したい。

筆者はすでに塩田にルーツを有する三田浜楽園と、その前身銀行たる京和銀行等に関し別稿¹⁾

を作成済みなので、京和銀行より以前に当該「三田浜塩田」「松遠塩田」等に深く関与した船橋商業銀行（以下単に船商と略）の大正初期における蹉跌の主因と、歴代経営者の資質・評価を中心に見ていくこととしたい。

大正3年12月10日付の『朝日新聞』3面は「夫の南総地方に於ける銀行の悲境又は破綻…原因を索ぬる時は…其根元は…遠く三四年又は五年の旧きに胚胎し、而も其原因や皆営業方針の誤れるに依らざるはなし。即ち船橋商業銀行と云ひ、日吉銀行と云ひ、帆丘銀行と云ひ、勝浦銀行と云ひ、夷隅銀行と云ひ、比々皆然り…一般の商業銀行にして不動産に多額の貸付を為したるものは必ずや大恐慌を来すべく察せらる」（T3.12.10朝日③）と、夷隅、勝浦両行休業に先んじ「営業方針の誤れる…船橋商業銀行」が「不動産に多額の貸付を為した」事例を報じた。管見の限りで全国紙で船商の名を「銀行の悲境又は破綻」例として明記した先行例²⁾ではないかと考えている。

また先行研究者・加藤隆氏は「弱小銀行が急激に減少をみせていたこの時期…同行（船商）の存立は早晚破綻をきたすことになった」³⁾と結論づけた。

明治40年代の人口1.3万人、特産品を「海産物、薩摩芋、落花生、小麦」（日韓下、p2）とする第一次産業に偏重した船橋という後進的な金融不毛地を営業基盤として、明治31年5月から大正7年まで氣息奄々ながらも存続した船商という小規模地域銀行には、一体どのような存立基盤が残されていたのか、厳しい与件の下で後世、銀

行破綻の主犯として種々糾弾される運命を背負わされた松本岩次郎、岡田耕平ら歴代首脳部は存命するためいかに藻掻き苦しんだか、何分にも松本が在任中に一言の弁解すら遺さず突如失踪し、後任者が行運回復の旗印の下で暴走の果てに後継行なく解散した破綻行ゆえの極めて限られた史料の中で、幾分でも“敗者の銀行史”を探り出してみたい。

折からの塩専売化・製塩地整理の国策に抗い、労働集約型である以上に極めて広大な砂浜を必要とするという意味で、土地集約型の入浜式塩田という斜陽地場産業に最期まで固執し続けた点でも、全国的に見ても希有な金融機関でもあろう。なお、同行の固定貸の過半を占めるなど運命共同体的な関係にあつて、本稿と密接に関わる地域で最有力な請負業者・遠藤君蔵⁴⁾の急成長と明治末期突然の衰退という劇的な興亡史に関しては別稿⁵⁾を参照されたい。

II. 船橋商業銀行の概要

1. 船橋商業銀行の設立

船商は明治31年5月16日「同地方に完全なる金融機関の設備無きを慨し」（辞書、p375）た松本岩次郎（船橋町九日市2139番地）ら東葛飾郡船橋町の商人層⁶⁾により、資本金5万円、1000株、1株50円で設立免許を得て船橋町の中心・九日市に設立された。同行役員はほぼ全員が船橋町九日市の有力商人で、6月24日「取締役松本岩次郎ヲ以テ専務取締役ト為シ」（商登①）、7月1日開業した。

翌32年4月30日臨時総会で「資本金十万円増加ノ件」（2#営）を可決、5月27日増資を認可され、増資直前の資本金は5万円（未払込17,500円）、株主総数は66名であった。

開業後の同行のエポックのみ以下に略述すれば、明治38年2月松本・遠藤共同経営の松遠塩田が創業し、3月8日遠藤が自邸と二和の開墾地に「預金借越ニ因リ…船橋商業銀行ノ為メ債権額五万円、弁済期明治四〇年一二月二〇日…ノ抵当権設定ヲ登記」（不登①）した。

明治39年では資本金15万円（42,500円払込）、積立金11,200円、預り金279,974円（諸M39、下p64）で、表面的には1割強の配当を継続していた。

蹉跌が表面化したのは明治45年1月20日松本頭取が突然失踪し大混乱となり約1か月休業、創業当初の取締役兼支配人で質商としての経験もある金子平五郎⁷⁾が2月14日松本の取締役辞任手続以後に暫定的に頭取職を代行した模様である。

松本の後任頭取に正式に就いたのは監査役から明治45年5月24日取締役に補欠選任（商登①）されたばかりで、行内基盤の不確かな市外・中山町の醸造家・岡田耕平⁸⁾であった。

岡田体制下で数多くの不良債権処理に呻吟した挙げ句、開業から僅か約20年後の大正6年9月3日「曩に疑獄事件発生し重役の収監を見るに至りてより内部益々錯綜して到底整理の困難なる為め、資本金二十五万円を五万円に減資すべく去月中減資認可申請中の処、三日大蔵大臣より左記の故を以て営業停止を命ぜられ」（T6.9.4 東日）、大混乱⁹⁾のうちに大正7年6月13日「任意解散」（商登①）に追い込まれた。

2. 船橋商業銀行の問題点

かように極めて短命で不幸な銀行であった船商の経営に関する唯一の先行研究者・加藤隆氏は昭和60年に県庁文書の船商各期営業報告書を使って経営基礎数値の変動分析を行った。（加藤、p17～22）

本稿では当該先行研究を踏まえ、県庁文書で欠落の時期の数値（1口1万円以上の大口融資を含む）を『千葉県統計書』で補充した上で、預金・貸付金残高推移表により重要と思われる時期の預・貸の動きをまず概観しておきたい〔表1〕。加藤氏の指摘事項を出発点に、特に大口融資の主体を推測することにより、船商の特異性、病根の所在が明確になると考えたからである。

①明治40年をピークとする日露戦後期の貸付金著増

加藤氏が「松本体制下における同行の経営は…オーバー・ローンの動きはなく安定」（加藤、

p20) と見たように、筆者も明治30年代前半までの特記事項は認められない。加藤氏はその直後の明治38～41年に預金増を大幅に上まわる貸付の著増があり、一口当たりの平均貸付金が1,467円(加藤、p21)と高く、例外的な大口貸付の混入があったと指摘した。筆者もこの時期の貸付著増こそが同行の病巣であって、日露戦争時の預金・貸付の著増の背景には、当時船橋・津田沼周辺が享受した陸軍関係の特需と好況に誘発された投機現象等の当地特有の事情を大口取引先の属性検討に絡めて考慮すべきと考えた。(Ⅲ2を参照)

②明治45年上期の預金急減

明治45年4月約1か月間船商は休業、「町役場ヨリ預金トシテ預リ居タル町税金等ノ公金ヲ全部引出サレ、信用ヲ失墜」¹⁰⁾したが、この時期にもっとも未解明な部分が残る。(Ⅳを参照)

③大正2年の預金の著減とその後の低迷

加藤氏は「大正二年下半期には諸預金の著しい減少…定期性預金までも払戻率が異常な高まり」(加藤、p20)と指摘、大正元年下期の無配

転落と併せ、大きな問題が露呈したとする。大正2年下期の県統計書の貸付金の286,305円は『大正二年下半期 第三十一期営業報告書』の貸付金の400,009円と大きく異なる異常値である。1口1万円以上の大口貸付の総額は7口282,742円と、前期の4口203,797円に比べ、3口78,945円も激増するなど、総預金が半減する取付最中として異常である。(Ⅴ3の仮説を参照)

④大正5年の貸付金の著減

加藤氏は「大戦のブーム期…にもかかわらず同行の諸預金は増大の兆しなく」(加藤、p20)と指摘、当行の最終段階での貸付回収、債権放棄等の例外措置の可能性を示唆した。

以下本稿での船商の分析は、上記数点の特異現象のうち、誌面の関係で前半の①②、松本体制下の諸点の解明に重点を置き、既に実質的に“死に体”同然の船商の“断末魔”の“悪足掻き”現象とみた後半の岡田体制下の異常行動は要約にとどめた。(Ⅴ4の仮説とⅥ参照)

表1 預金・貸付残高推移

(単位：千円)

期	預金	貸付	貸付			期中回収
			(大口)	地所・信用	うち信用	
M34下	129.3	87.4	NA	—	—	—
M38下	280.0	195.8	NA	131.2	44.4	—
M40下	553.3	680.9	(M41上) 218.6	—	—	—
M42下	369.0	178.6	24.9	164.0	89.8	—
M43下	413.1	337.5	184.3	—	—	393.5
M44下	482.7	392.3	35.0	—	—	564.0
M45上	370.4	332.6	205.0	—	—	629.5
T1下	347.4	356.4	192.7	350.0	133.1	462.5
T2下	164.2	286.3 (400.0)	282.7	393.1	194.3	598.1
T5下	69.1	333.3	262.0	130.0	127.1	842.0

(資料)船橋商業銀行『営業報告』、『千葉県統計書』各年度。T2下期の貸付は()内が正当か。

3. 初代頭取・松本岩次郎の経歴

松本岩次郎は嘉永2年8月15日¹¹⁾松本惣五郎の長男に生まれ、明治23年9月に家督相続¹²⁾、家業は穀物商・松本・マル井(商、る p12)であった。明治25年3月18日、家督相続2年後の松本は、のちに遠藤邸となる九日市1223番(地目畑)を買得した(台帳①)。明治27年6月27日船橋三等郵便局長に就職(町誌、p357)、明治30～32年の間、東葛飾郡会議員も勤めた。

明治31年6月船商を創立し専務に就任、「当銀行ハ営業ニ謹慎ヲ旨トシ、之(=物価下落)レカ警戒ヲ加ヘ貸出方ヲ益鞏固ニシ却テ業務ノ確実ヲ期シタリ」(#2営)と慎重姿勢を強調した。

明治35年2月19日、遠藤が松本より前述の1223番を譲受(台帳①)した。

明治40年1月頃千葉県農工銀行の総会で監査役から取締役昇任する大野伝兵衛(東金の東野銀行社長)の後任として伊東兵二郎(留任)とともに監査役に就任した(要M40、役、p384)。

明治40年頃には個人経営の塩田(後述)が本格稼働したため、松本の家業も「塩商」に表示され、所得税45.22円、営業税8.40円(日韓、p21)であった。

明治42年12月現在では、船商の1,070株の筆頭株主で、長男の芳太郎、次男の益二、もせ、幹、慶を加えた一族合計1,285株は総株数3,000株の42.8%を占めた。創立当初の32年6月時点の160株(16.0%)と比べ、家族名義を含め積極的に持株を著増させた。表面的に松本体制は確立しており、大口情実融資の敢行など、行内の反対を抑えても独裁を十分可能とする背景があったと思われる。このほか東葛飾郡水産組合副組長、船橋浦漁業組合組長(辞典、p70)や船橋高等学校教育講の世話役等の名誉職を兼ねた。

Ⅲ. 製塩業への関与

本稿では船商の大口融資先の一つとして製塩業を採り上げる。既に斜陽傾向にあった製塩業への大口関与が船商の不振原因の一つであると

しても、筆者は「のちこの塩田が同行の経営危機を招く」(加藤、p14)と推定された加藤説のように破綻の主因とは見做してはいない。松本岩次郎頭取の地場産業たる塩田への過度な肩入れが、遠藤君蔵という有力請負業者との塩田共同経営等を契機に遠藤との癒着・大口融資を生み、遠藤の塩田以外の要因に基づく経営危機の結果、同行の命運を左右したものと考えている。

千葉県の東京湾岸地帯の塩田は小沢利雄氏らの先行研究¹³⁾に基づき考察すれば、近世以来行徳浜の地元民家業による古式入浜が主流であったが、明治期以降新たに塩田を投資対象と見做す資本家¹⁴⁾も出現し、漁民の力が強くて従前は塩田がなかった船橋の遠浅海岸等にも、次々と大規模な入浜式塩田が造成された。こうした先行者の動向に影響を受けた後発者として、明治38年頃船橋町海神新浜田地先で松本岩次郎と遠藤君蔵は共同で松遠塩田を開業し、さらに相前後¹⁵⁾して、別途近接する「三田浜塩田」(廃業後に三田浜楽園が立地)を松本が単独で経営した。両名が塩田経営に至る経緯は以下の通り、①仁礼家からの三田浜塩田継承部分と、②松遠塩田の新規開発部分との二段階から構成される。

1. 三田浜塩田の継承

海軍の高官・仁礼景範¹⁶⁾は船橋町大字九日市字浜田2720番など塩田26町歩の払下を受けた。新開地の所有権保存を、死亡する約半年前の勸銀借入(おそらく死期を悟り、生前の家産整理の意味合いからか)の必要上明治33年3月20日付で登記している(不登②)。

『工場通覧』では創業明治16年4月、「職工数」男37人、女17人、蒸気・動力ナシ(工場M35、p310)、製塩に従事する小作人は技術を伝承してきた小川紋蔵、小川与右衛門(紋蔵実父)ら地元民多数であり、仁礼家手代で鹿児島県士族・児玉利國(明治33年(株)東銀行の設立発起人)、荒川巳次、中村四郎ら数名が塩田の管理に当たった。

しかし、遅れて明治31年頃、「薩長系の上層

官僚からなる新華族たち」¹⁷⁾の大農場群の中では最後発として開始した北海道十勝國音更村の仁礼家の700町に及ぶ広大な農場経営の方も失敗したといわれる。¹⁸⁾

北海道の農場と千葉の塩田の双方の投資負担、稚拙な武士の商法等もあいまって経営不振が続いたためであろうか、仁礼は完全な所有権留保を諦め、順次小作人に払い下げる撤退方針に転じた模様である。まず明治18年に釜を売渡したが、釜屋¹⁹⁾だけは依然仁礼家所有として、植草市太郎、小川紋蔵²⁰⁾等併せて6人の小作人から小作料の外に若干の賃貸料を徴集した。明治33年3月16日、仁礼家は塩田を抵当に入れ日本勧業銀行から12,500円を17年賦で借用した。(不登②)恐らく塩田が万年赤字体質の結果たまった高利の小口借入を家産整理上、長期低利の勧銀一本に纏めたものであろう。明治33年12月15日「仁礼景範死亡ニ付…家督相続ノ旨記載セル…戸籍抄本ニ依リ」(不登②)仁礼景一が保存登記した。景範死亡の4年後、明治37年5月、長男の海軍軍人・仁礼景一も出征し、日露戦役・旅順港閉塞作戦で戦死²¹⁾、5月15日「家督相続ニ依リ」(不登②)仁礼景助²²⁾が登記した。明治35年秋の暴風雨の塩田被害²³⁾も加わり失敗とされた仁礼家の塩田経営は「小作料其他の件に関し若干の紛争もあったが、やがて明治三十八年七月²⁴⁾に至り此の地も仁礼氏の手を離れ」(市史、p393)たと見られる。明治38年7月時点の継承が、『東葛飾郡誌』を原典とする『船橋町誌』がいう「三田浜塩田は明治初年仁礼景範子爵の経営せる処なりしが、小川紋蔵、松本岩次郎、加瀬定次郎、平田章千代等の経営に移り」(町誌、p85)の中の第一段階の仁礼→小川紋蔵間の移転に相当しよう。

筆者が閉鎖登記簿で確認できた事実は、明治42年「四月九日売買ニ依リ」(不登②)4月10日仁礼景助から直接松本岩次郎への所有権移転登記である。町誌のいう仁礼→小川紋蔵が登記上、中間省略されたのか、小川紋蔵は運営権のみの継承に留まったのかは不明であり、現段階

では、松本の三田浜塩田の実質的継承時期も明治38年7月～明治42年4月の間としか言えない。

一方、密接に関係するはずの松遠塩田(次項)の創業が明治38年2月、松本が代表社員となった千葉県塩売捌合資会社の設立が同年6月であって、仁礼家の手を離れたとされる同年7月とも極めて接近している。しかも仁礼→松本の間で介在したという小川紋蔵は、上記売捌会社の無限責任社員として1,500円を出資するなど、松本・遠藤・小川らの明治38年前後の動向は何らかの因果関係に基づく一連の行動であった可能性を示唆しておきたい。(巻末V1参照)

なお、塩田購入と併せて、松本家は明治42年7月20日、勧銀から仁礼家と同額の12,500円を16年賦で借用した。(不登②)代理貸形態のようで同日付で勧銀借入「保証ニ依リ…千葉県農工銀行…代位」(不登②)の仮登記もされた。

松本は塩田購入の少なくとも2年前の明治40年1月頃から、仁礼家への実質的な融資行である千葉県農工銀行の監査役を兼ねたから、小作争議、暴風雨等に祟られて年賦返済に窮した仁礼家の内情をも十分に知り得る内部者²⁵⁾であったと考えられる。塩田買収の1年3か月後の明治43年10月15日松本は、資金使途が塩田とは限らないが、当該塩田を担保に船商から次男・松本益二²⁶⁾の債務名義で38,000円を日歩二銭、期間5年で借用した。(不登②)

2. 遠藤と共同での松遠塩田の新規開発

船商と遠藤との取引開始時点やその経緯を知ることにはできないが、船橋の東隣である津田沼・習志野には騎兵第一・第二旅団や鉄道連隊等が置かれ、「殆ど兵士街の観あり」²⁷⁾と言われるように、陸軍相手の商売が基軸産業になりつつあった。鉄道請負業から軍等の官需に顧客を広げ、馬糧などの御用を承る用達業をも兼ねた遠藤の躍進は、必然的に地元銀行との接点を濃密化させたとみられる。すなわち、松本と遠藤が松遠塩田を共同経営するパートナーにまで親密化する契機として判明するのは以下の点である。

①開業早々の明治32年、資金難に陥った船商の10万円2,000株増資を遠藤君蔵が新規に100株を受け、以後も一貫して大株主の一角の座を占め続けた。

②遠藤君蔵の二和開墾事業²⁸⁾を支援。

船商の資金がどの時点で投入されたか未解明であるが、遅くとも明治38年3月8日、遠藤が「預金借越ニ因リ…船橋商業銀行ノ為メ債権額五万円、弁済期明治四〇年一二月二〇日…ノ抵当権設定ヲ登記」(不登①)した際には、自邸と、明治33年以降に買収していた八栄村二和の広大な開墾地が共同担保になった。入担後の明治41年頃、遠藤組支配人小島弥平次が遠藤の命で既に船商の担保に入っていた150町歩を開墾、うち130町歩を区画整理して希望者に分譲したので、一連の開墾資金には船商の資金が利用された。

③自邸敷地の売買当事者

明治25年3月18日、九日市2139番地に住む松本岩次郎がのちの遠藤邸となる近傍の九日市1223番の畑を買得(台帳①)し、明治35年2月19日、遠藤が松本より譲受(台帳①)し、5月14日、遠藤は1223番の周辺を合筆(台帳①)、翌15日、地目を畑から郡村宅地への変換を届け出た(台帳①)ので、この時点で遠藤は「若干三十数才で一千坪ノ赤煉瓦屋敷を造った」²⁹⁾ことになる。この遠藤邸は「曾って宮家の御宿を承はりし光栄を有す」(辞書、p421)る赤煉瓦塀の豪邸であった。

自邸建築から3年後の明治38年3月、自邸と二和開墾地に「預金借越ニ因リ…債権額五万円ノ<船商>抵当権設定」(不登①)された。遠藤はこの頃松遠塩田の経営に乗り出しており、盛んに船商から借金を重ねていることが判明する。

冒頭に挙げた船商の特異点①の「日露戦争時の預金・貸付金の著増」現象の大半は、当時開墾・塩田事業、さらに安価な燃料用石炭確保策としての炭鉱業等の多角経営を加速させつつあった遠藤への傾斜融資で説明が付きそうである。

まず『船橋町誌』によれば、「松遠塩田は塩田

二十八町歩にして、最初松本岩次郎、遠藤君蔵の共営なりしが、柴田半七³⁰⁾、平田章千代等の経営を経て、三田浜楽園と同様、明治三十二年官営となり、昭和四年九月塩田廃止となれり」(町誌、p85)とある。字名の「松遠」の由来は「葛飾村西海神地先(船橋市)が、松本岩次郎と遠藤君蔵によつて開発され、松遠浜とよばれた」³¹⁾とされる。後継の『船橋市史』が収録した伝承によれば「明治三十四年の頃(或はいう、三十八年)船橋海神新浜田³²⁾の地先き西海神東浜³³⁾の東隣に松遠新田二十八町歩余の塩田が出来た。実際は三十七町歩近く十一万坪あったという。これは松本岩次郎及び遠藤君蔵というものの経営であった。松本というは当時の船橋商業銀行の頭取で、遠藤は総武鉄道線路の敷設を請負い、大金を握った請負師であった。兩人の経営であるが…松遠新田という。最初実際の製塩事業は兩人の直営であったか、或は小作人の手によって行われたか、今は明かでは無けれど、結局その経営は面白くはなかったと見えて、大正の某年此の地は債権者船橋商業銀行の所有に帰し、やがて競売の結果、東京京橋の金物問屋柴田柳三郎³⁴⁾というものの所有となった」(市史、p393)との皆川・大数加ら塩業関係者の証言である。皆川は製塩業の国松太七の縁戚というだけに経過、人名、役職等に誤りがなく、単なる伝聞ではない確かな信憑性が感じられる。

三田浜が開発者仁礼家の本拠の地名由来なのと同様に、「松遠新田」の地名は開発者である松本岩次郎と遠藤君蔵の姓の頭文字をとって命名された、葛飾村西海神地先に新規開発された土地を意味し、明らかに松本岩次郎が頭取の船商の資金を主導に、請負業者・遠藤君蔵の総力が加わった両者の“共営”物であった。

松遠塩田の構成は『工場通覧』(明治42年、1438～9)によれば、①松本塩製造場(工場主松本伝三郎、創業明治38年2月、職工数男7女1)、②遠藤塩製造場(工場主遠藤君蔵、創業明治38年2月、職工数男9女3)の直営釜2か所の他に、所在地を松遠塩田内とする塩製造場が③田沼文

助、④竹内幸吉、⑤植草國藏、⑥植草石五郎³⁵⁾、⑦矢島藤藏、⑧鈴木専太郎（創業明治38年9月）の6か所あった。⑧を除きいずれも創業は明治38年2月で、④の竹内幸吉が遠藤君蔵事務所員でもあることから、①②の直営釜以外は賃料・小作料等を持主である遠藤らに支払う小作人と思われる。

松遠塩田の創業明治38年2月の4か月後の6月4日、松本が代表社員となって販売シンジケート・千葉県塩売捌合資会社を船橋・行徳浜の製塩業者ら約40名³⁶⁾と共同で行徳町に設立した。資本主人員43名、①松本岩次郎 無限責任4,000円、②遠藤君蔵 無限責任3,375円、③松永定次郎³⁷⁾ 無限責任2,250円、④小川紋蔵 無限責任1,500円、⑤福田友蔵³⁸⁾ 無限責任1,200円、上位5名計12,325円、残余38名17,690円@465.5円、資本金計30,015円であった。

かくして松本らの製塩業は遅くとも明治38年には開始され、販売ルートにも乗ったことから、従前の穀物商（商、るp12）に加え、明治40年頃には自家商品を扱う塩商（日韓、p21）が松本の主たる家業となっていた。

3. 製塩業への過度な関与の背景にあるもの

松本は農銀取引先でもある仁礼家の三田浜塩田を自家で引き取り、ほぼ同時期に西海神地先を新たに埋め立て遠藤と共営の松遠新田をも経営した。ここで、船商が営業地盤である船橋周辺において有力な地場産業たる製塩業をどのように観察・評価していたかという問題に移りたい。本研究会での報告の際に落合功氏から、明治43、44年の第一次製塩地整理で、津田沼に農商務省の製塩試験場があった関係で、千葉県は例外的³⁹⁾に大目に見られたのだとしても、松本頭取らの塩田継承行為自体は近い将来製塩ができぬ禁止地（現に昭和4年の第二次整理で終了）を抱え込むリスクが大きく、時流に逆らった無謀な与信ではなかったかとの疑問が出されたからである。確かに明治37～38年当時の千葉県内の製塩業者の反応は「当業者ニ於テ本年ヨリ

塩専売法ノ実施ヲ気構ヘタルト、又一面ニハ時局ノ為メ人夫賃及原料共ニ騰貴シテ収支相償ハザルガ為メ休廃業者ヲ出シ、塩田ヲ変シテ養魚池ト為スモノアルニ至リシ」⁴⁰⁾、「塩専売法施行ノ為メ当業者中休業ヲ為スモノ多カリシ」⁴¹⁾と極めて深刻なものであった。この後、明治44年などの水害等もあって、谷津塩田は津田沼養魚（明治43年設立）、行徳町二俣塩田は模範養魚、南行徳村東浜塩田は片倉組のそれぞれ企業経営の養魚場に転じ、五日市の小松屋新田も養魚池等に順次移行するなど、東京湾岸の塩田は急速に廃転業を余儀なくされていったのも事実である。

松本・遠藤らが如何なる意図でリスクな製塩業に深く関与したのかを示す確たる史料は残念ながら得られていないので、以下の落合氏への回答は筆者の一般的な推論にとどまる。

恐らく、幕府に保護されてきた行徳塩の延長線上の甘えもあってか、当地には概して製塩地整理への危機意識が乏しかった上に、零細業者の多い行徳より格段に大規模化・近代化を果たした船橋塩への自負⁴²⁾と「房総の物資が集中する中枢の地」⁴³⁾との船橋の誇りが、広く当地官民に、当然に松本個人にもあったのではなかろうか。また全国塩田中では中央省庁との接近性に優れた立地を活かし、事前に存続に向けた何らかの有益情報を得ていた可能性もあろう。

松本・遠藤らにさほどのしたたかな発想が存したか疑念はあるが、大正6年、当該塩田の最終競落人で塩田を継承・運営した平田章千代（京和銀行専務）の場合は、本件と同様「借金抵当の土地を流して、取得するのを常」とする「土地転売のプロ」⁴⁴⁾との評もあっただけに、僻陬の製塩地とは異なり、東京近郊の廃田ならば最有効使用として遊園等に転換（論文①参照）する可能性をも見込むなど、長々期の総合的不動産投資としての採算⁴⁵⁾をも当然に考慮していたものと推定される。

あとは多分に推測の域を出ないが、「多年水産業の発達に意を用る」（辞書、p375）た松本個人

の船橋の地域産業への「思い入れ」の深さ故に、多少のリスクは冒してでも、収益性の不確かな地域の基幹産業の梃子入れに一肌脱ごうと決意した可能性であろう。すなわち、松遠塩田の創業3年半前の明治35年9月、松本ら5名が発起人となり漁業法第18条により「介類の養殖及び貝巻漁業を監督」(町誌、p409)する船橋漁業組合を船橋町九日市2073番地に創立、初代理事・組長に就任した。「天保の頃から漁業を営んで」⁴⁶⁾来た滝口家のように累代の漁業家が蝟集する中、家業が水産でもない穀物商出身の銀行家が就任するのは異例であろう。しかも単に勸・農銀の長期資金導入に手を貸した程度ではなく、大野三郎⁴⁷⁾、古宮菊次郎⁴⁸⁾らと「松本岩次郎氏指導の許に年々…稚介を購入し、適宜なる養殖場へ移殖し、其等の漁場を監理する為め、特に請願巡查を置き他方面よりの侵害を防ぎ、安全に事成長を遂げしめ」⁴⁹⁾、当時最新鋭の養殖方法の移入・実践まで指導するなど、積極的に水産業へ関与したと伝えられる。この頃千葉県が水産試験場を船橋九日市地先に設け、海面での養殖実験等を重ね、内務省地方局の目にも止まる実績⁵⁰⁾を挙げた背景にも、郡会議員の経験もある松本ら地元側の誘致活動の介在が想起される。こうして松本は当時の地元で「多年水産業の発達に意を用る…水産組合副組長及び船橋浦漁業組合の組長を勤む」(辞書、p375)と好意的に評価されていた。⁵¹⁾

IV. 松本頭取失踪事件と休業・頭取交代

1. 失踪事件の概要

大正6年7月、同行破綻記事は「曩に頭取松本岩次郎が逃走以来、幾多の秘密が暴露し、益々整理困難に陥りたる同銀行は、直に同<遠藤>屋敷を売却し行務整理の一部に供せん」(T6.7.22東日)と、頭取逃走が一連の不祥事件の契機と伝える。失踪の直前の関係者の動きとして、明治44年12月23日、遠藤は資金繰りに窮したのか、自邸のほか海神の松遠新田、二和の開墾地、五日市の土地など担保を掻き集め「…連帯金借二因り…農工貯蓄銀行ノ為メ債権額八万円ノ抵当

権設定ヲ登記ス。但…外二〇筆…海神土地…五日市土地…外五六筆、二和土地…外四八筆ト共ニ権利ノ目的タリ」(不登①)と巨額の抵当権を農貯のために設定登記し、船商が後順位となったことが判明している。この無理な金策と自行の打撃が登記簿上明らかになった直後であろうか、明治45年1月20日、船商「頭取松本岩次郎氏が本<明治45>年一月二十日突然行衛不明となり、已むなく他の重役にて行務を執り来り」(M45.4B)という前代未聞の不祥事たる頭取逃亡騒ぎが発覚した。

2月14日船商「取締役松本岩次郎辞任ス 右明治四十五年二月二十日変更登記」(商登①)され、続いて3月23日(町誌、p357)行方不明のままの「前<船橋>郵便局長松本岩次郎に代り」(町村、p189)、本所区相生町で独立して材木問屋を経営し「大成功を博し」ていた長男⁵²⁾芳太郎が慌てて「帰郷」し、松本家の家業たる船橋郵便局長に就任した。⁵³⁾

また芳太郎の「実弟益二は米国商学士にして、専ら郵便事務に執掌す」(町村、p189)とあるので、高学歴の次男⁵⁴⁾も東京の英学校なる「道楽稼業」を心ならずも閉めて、専ら家業の煩瑣な郵便事務に忙殺されるなど、裕福で平和だった松本ファミリーにも相当な“激震”が走ったものであろう。

船橋を代表する著名人たる頭取の“逃亡”は隠蔽し通せるはずもなく、当然に船商は取付騒ぎとなり、「三月三十日に至り、遂に帳簿整理の為め向ふ三十日間臨時休業を為す」(M45.4B)ことに追い込まれた。

これ以降の松本の消息は、以下のような役職離任等を除き一切不明である。大正3年3月30日千葉県塩売捌合資会社「代表社員松本岩次郎ヲ除名」「社員松本岩次郎ハ…除名ニ因り退社」「社員松永定次郎、遠藤君蔵、堀文蔵⁵⁵⁾ノ参名ハ退社…鈴木源次郎⁵⁶⁾、松永繁、鈴木忠之丞入社」(商登②)した。⁵⁷⁾

さらに行方不明から満7年が経過し普通失踪の要件を満たした大正8年8月30日、利害関係のある長男松本芳太郎の申立により松戸区裁判

所で失踪宣告⁵⁸⁾されたので、結局生死不明⁵⁹⁾のまま、遂に真相を語らなかつたものと推定される。その結果、船商蹉跌の実態も同根の船橋鉄道騒動から透けて見える最末期の“ドタバタ劇”⁶⁰⁾を除けば解明されることなく現在に至っている。

2. 失踪事件の背景

船商の第29期(大正元年12月期)『営業報告』には「当行が曩ニ第二十八期ニ於ケル蹉跌ニ遭フヤ、先ツ前提トシテ大緊縮ノ方針ヲ樹リシ、健全ナル基礎ニ向ッテ鋭意専心回復期ノ一日モ早カラシメンコトト努力中」(#29 営)とあるが、不思議なことに第24期以降、肝心の明治45年4月の臨時休業を含む第28期(明治45年6月期)までの5期分の『営業報告』はそっくり連続して県庁の永年保存文書⁶¹⁾にも編綴されず欠落しており、県庁文書を見た限りでは「蹉跌」の中身が不明である。

しかし当該失踪事件の背景には、明治43年7月から44年3月にかけて、船商の大口融資先たる遠藤組の経営に深刻な影響を与えた一連の刑事事件の裁判⁶²⁾ならびにその深刻な一連の波紋が深く関わっているものと推定される。

船商が「明治四十五年三月末以降約一箇月間休業」したため、「従来同<船橋>町役場ヨリ預金トシテ預リ居タル町税金等ノ公金ヲ全部引出サレ、信用ヲ失墜シ」⁶³⁾たため、「船橋商業銀行頭取岡田耕平及ヒ同銀行ノ盛衰ニ至大ノ利害関係ヲ有シタ遠藤君蔵」⁶⁴⁾兩名は「大正元年十月十三日被告<船橋町長⁶⁵⁾>ヲ東京市柳橋ノ待合稲垣⁶⁶⁾ニ招キテ…従前⁶⁷⁾ノ如ク町税金其他公金ノ預入ヲ受ケ度旨ヲ懇請シ」⁶⁸⁾た。

V. 不良債権を巡る仮説の提示

船商は、肝心の時期の県庁文書の欠落など史料不足のため、筆者の最大の関心事である不良債権処理等の過程が解明できず、極めて不徹底なものに終わらざるを得なかつた。そこで、文末に明確な史料を欠くことを承知の上で、中央

銀行等第三者の専門家が調べた破綻行の解剖所見等を見てきた筆者の乏しい体験に基づき、不良債権の発生、隠蔽、陽動作戦、換価等の各段階において、ありうべき仮説らしき単なる憶測を以下に列記させていただきたい。その前提として、資金難に陥った経済主体は誰しも末期に至れば苦し紛れにとかく“禁じ手”を乱用しがちなものとの筆者の思い込みがあり、これらを船商にも適用を試みたにすぎない。

1. 不良債権発生経緯に関する仮説

前述の通り「松遠新田」に関して、地元精通者等が開始時期のみ「明治三十四年の頃(或はいう、三十八年)」(市史、p393)と曖昧なのは、証言者が強く意識していた実際の埋立開始時期に先立つこと数年の「明治三十四年」という特定の時期に何らかの重要な意味が隠されているのではなかろうかと筆者は想像した。

そこで筆者は、当初松本・遠藤とは全く別の資本家(たとえば船商10株主の小川紋蔵らの如き縁故ある有力製塩業者を想定)が船商等から借金して、明治34年頃から現地で埋立を開始したものの、折からの明治34年恐慌等の悪影響でほどなく挫折したか、もしくは塩専売法の雲行きをいち早く察知して手を引いた場合など、造成途上の不良債権⁶⁹⁾を船商側がやむなく松本・遠藤等の名義で実質的に自己競落し、「松遠新田」の名で中途の工事を継承し明治38年頃に竣工させたといった可能性がないかどうかを、単なる推測として挙げさせて頂きたい。

仮に塩田等への大口貸付が埋め立て途上で不良債権化し、現状有姿での転売も困難といった最悪の事態を想定すれば、船商頭取の立場で考察すると、①行金・自腹を投じてでも工事が継続できるスキームを早急に構築し、②工事遂行能力のある優秀な請負業者の早期選定と発注、③塩田完成後の販売網の整備・確立が急務であろう。

かような観点から船橋圏内で選択可能な最適解を大急ぎで探索すれば、船商の資金を握る松

本と工事請負実績ある遠藤が協力し、製塩から販売までの①～③スキームを構築するという結論が導かれよう。はたして貸金が焦げ付いた松本側から請負業者の遠藤に対し、埋立工事等の継続を含めて何らかの側面的協力を依頼したもののか、あるいは逆に立替工事代金が焦げ付いた請負業者の遠藤側から松本に資金的援助を泣きついたのかどうかは一切不明ながら、松本・遠藤双方にとって両名の名を冠した新田開発が相応の互惠効果をもたらし、結果として松本と遠藤との個人的関係、同時に船商と遠藤組との企業関係をよかれあしかれ強い絆で結び付けたことは間違いあるまい。

もし前者の松本主導の場合ならば「性温厚篤実にして義気に富み」（辞書、p420）とされる遠藤の俠気を感じ入った松本が、これ以降、「遠藤塩場を開き、大いに製塩事業にも貢献」（辞典、p9）したと郷土の英雄視（別稿参照）された遠藤側から急速な事業多角化に伴って多少の無理難題を持ち込まれても、二つ返事で引き受けざるを得ないという、後日失踪を引き起こすほどの抜き差しならぬ癒着の“泥沼”に陥っていくのも無理からぬこととなろうか。

2. 不良債権の隠蔽に関する仮説

『千葉県統計書』第5編第14金融には「銀行貸付金階級別」統計があり、幸い明治41年～大正5年は「一万元以上」（口数・金額）の大口融資の数値が各行別に参照可能である。（大正6年版より削除）

頭取が逃亡し、休業に追い込まれた船商の明治45年上期では4口20.5万円（@5.1万円）で、0.5～1万円未満の7口3.8万円（@0.5万円）と比べて隔絶した大口となっている。この大宗を占めるものが大正6年時点でなお残高が23.6万円もあって「永年の懸案」であった遠藤組への不良債権である可能性が高いと思われる。今日、欠落のある営業報告書と『千葉県統計書』以外に代替可能な経営数値が見当たらないので、船商の「一万元以上」の大口融資は、一貫して遠

藤組への不良債権の近似値であろうとの仮定の下に遠藤組への不良債権処理を巡る仮説を提示してみたい。

この前提で大口融資を時系列で概観すれば、最初に判明する明治41年上期の21.8万円以降、最期の大正5年下期の26.2万円まで、ほぼ約20万円前後で推移することが見て取れる。つまり、日露戦争後の不況等で債権回収に懸念が生じて以来、遠藤組からの回収実績は遅々として進まなかったという可能性を示している。

ここで最大の未解明事項は、明治42年下期～43年上期と明治44年上期～下期の2度にわたり大口融資額が2～7万円に急減している原因である。考えられる可能性としては、①当時はまだ遠藤組の不振が世間には表面化しておらず、単純に、貸出意欲を見せる他行融資に乗換可能であった、②大口融資の内実が漏れるのを船商側が懸念し、小口分散化等、何らかの一時的不記載策を弄した、③通謀関係にある金融機関等⁷⁰⁾との間で遠藤組債権の「盪回し」⁷¹⁾策を講じた、などの可能性が想定されよう。

①ではその後船商側に出戻りした事実を説明出来ない。②も小口分散化で最も増加しそうな0.5～1万円未満の準「大口」クラスの微増減で無理。③も戦前期の「盪回し」は主に株界の悪習で、譲渡転売が容易な有価証券でなければ、一般には債権の買い戻し条件付き架空売買などまず実現困難と思われる。

そこで、本稿ではあり得べき可能性として、遠藤の準主力行・農工貯蓄銀行との「飛ばし」行為の存否を検討したい。では、なぜ一旦激減した遠藤の債権が再び船商に還流したのであろうか。それは失踪直前の担保争奪劇の故、主に相手側に想定した農貯側を取り巻く諸環境の激変⁷²⁾に起因しよう。

1万円以上の大口貸付が前期の3.5万円から20.5万円に急増した明治45年上期の船商の貸付実態を県統計で窺うと、期中の定期貸付金の総貸高は前期の25.7万円から32.6万円に6.8万円増えたにとどまり、回収高は前期の24.0万円か

ら36.7万円へ12.8万円も急増している。つまり、大口貸付以外の一般口の貸付を抑制しただけでは足りず、「貸し剥がし」との表現が該当するような一般口の回収をなりふり構わず強引に進めたものと解される。

期中の定期貸付金回収高が30万円を超えたのは破綻寸前の大正5年下期の43.7万円だけであって、明治45年上期がそれと同様な異常事態であったことを示している。

3. 信用回復策としての陽動作戦に関する仮説

大正2年7月船商の「行運回復」⁷³⁾の旗印の下での10万円増資と、大正3年5月の船橋鉄道(船鉄)⁷⁴⁾の設立がほぼ同時期に主に岡田頭取(船鉄では社長)の主導で強引に実行された。それ以前に岡田は遠藤と同席の上で船橋町長を料亭で接待し、公金預け入れ再開を懇願したが、その目的を裁判所は失墜した「銀行ノ信用ヲ増シテ貫フ為メ」(大審院、p1257)と断定した。町長に預金を勧誘して見せ掛けだけの一時の信用を捏造したごとく、同一人物によって仕組まれた船商増資と船鉄設立も同様な信用回復策の一環かと理解される。今回の「仮説」のキーワードは「空株」で、一連の架空増資と架空設立により、船商の一発逆転・起死回生を期した一種の“陽動作戦”ではなかったかという憶測である。後段の架空設立に関しては、大正3年5月、岡田は船商重役でもある船鉄発起人の宇賀山金次郎、永岡幸次郎⁷⁵⁾ら一味を名義人として「空株なるを以て之を払込めるが如く装はんと…金二万余円」(T6.8.27 東日)を融資し、船商頭取として「公衆募集ノ儀…船橋商業銀行証明書ノ通り最早満株ニ相達シ候」⁷⁶⁾として鉄道院宛に株主の払込を証明したことが明らかにされている。

その直前、船商首脳部は大正2年7月の10万円増資を失墜した対外的信用度の回復、すなわち同行のスローガン「行運回復」策の目玉として強行していく過程で、公募が難航した挙げ句、親密株主へ融資してなお不足する部分を隠蔽す

る奥の手の「空株」を使った可能性もあろう。すなわち、新株の引受株主を概観⁷⁷⁾する限り、かなり無理をした節がある。この結果、弥縫策として船鉄の名義株主にも登場する“岡田派”に払込資金の融資も用意した可能性がある。この場合、貸借対照表の貸方・資本金が10万円増加する中で、借方の貸付金(特に大口貸付)が相応に増加し、“両建”部分が“空株”、実質架空増資となる。

4. 担保物件の換価に関する仮説

船商・船鉄・人車3社の末期に岡田派らの役員等が関わったとされる不正貸付、架空借入、資産処分等の個々の行為の真偽を一々確かめる能力を欠くが、船商が当時推進していた遠藤邸・塩田等の競売過程で、船商融資先の東葛人車鉄道や船鉄でも、ほぼ同一の顔ぶれによるルール争奪劇があった。すなわち、東葛人車では「株主総会の決議を経ずして鈴木社長独断の挙」で前述の鉄商・柴田柳三郎と「中山、鎌ヶ谷間十二ポンド軌道全部を取外して十八ポンドの軌道と交換し、蒸気機関の設備に変更することを契約」(T6.8.2 東日)した。

大戦景気で鉄材価格が高騰する中で、当時最大の換金可能財産の軌條を巡る争奪戦の一連の報道から推測すれば、遠藤物件を含め多種多様な担保物件の競売を推進中の船商首脳に、古鉄商等が傘下の“魅力的”な東葛人車鉄道、船鉄のルール買取話を持ちかけ、玉石混淆のセットでの一括処分を請負う有力業者と船商・船鉄三者共謀による換金の構図⁷⁸⁾が浮き上がってくる。かくして地域社会、利用者、一般株主層の意向を無視⁷⁹⁾してまで、両私鉄の軌條を剥がし換金する強硬策に走ったものと推測される。

VI. 後任頭取の評価と小括

松本頭取の“逃亡”後の空白期に突如、頭取に推挙された岡田耕平の背後には松遠コンビを支えてきた大株主層とりわけ陰の実力者・遠藤の存在が傑出していたと思われる。岡田が船商、

船鉄トップに躍り出たタイミングは共に極度の混乱期で、見通し不透明の闇夜に乗じて無理矢理割り込んだ印象があり、決して人望厚く周辺から推されてトップ就任を承諾⁸⁰⁾した様子は見られない。

自己顕示欲が強烈で、日の当たるトップの座を好み、飽くなき権力志向の強烈さが感じられる反面、管理能力に欠け、周囲の人望を十分に得られなかった人格的な欠点も窺える。恐らく銀行・鉄道でも前任者の蹉跌（船鉄では創立委員長・藤田栄一が内紛の責めを負って辞任）を奇貨として念願のトップの座を獲得したものの、同根の船鉄では次々と同志が脱落・辞任していった。四面楚歌の中で社長退陣を迫られ、一旦は渋々応じたのにもかかわらず、なお後任者への引継ぎを拒否し続け、あくまで握った権限を容易に手放さなかった。この強引な居座りが「船鉄騒動」という空前の“泥仕合”を生み、暴露合戦が本家の船商にも波及、官憲の介入を招き船鉄・船商関係者の一斉収監となり、結果的に彼の不徳が船鉄・船商両社の解散を余儀なくさせたこととなったと解される。

加藤氏は松本体制と比べ「岡田体制に入るや著しいオーバー・ローンに転じ…ついに…完全に経営不振に陥って」（加藤、p17）、「いたずらに滞り貸しを増大させる結果となり…資金固定化のままついに解散」（加藤、p24）と指摘した。岡田辞任後の後任役員も、前頭取岡田一派の行為は①地位乱用、②手形乱発、③行務紊乱、④役員等仲間への不正貸付であるとして、⑤回収不能責任を自覚せず、⑥船商が要求する弁済に応じないなどと手厳しく岡田を非難⁸¹⁾した。

確かに船商破綻の直接の責任は頭取であった岡田にあることは明々白々である。しかし岡田の不正云々とされる金額は高々「総計一万数千円」レベルで、極度の資金難に陥った船商の当面の金繰りを弄するための“悪あがき”ではあっても決して破綻の主因ではないと思われる。

さて、本稿で主題とした松本の功罪に関して、加藤氏は「同行の設立発起…の主導者…塩田を

経営するなど積極的な企業活動を展開」（加藤、p14）し、「同行の運営は松本によって強力に掌握されていた」（加藤、p15）とした上で、計数分析の結果「松本体制下においては、預貸率からも明らかなように一応安定経営」（加藤、p17）、「前半期には活発に地元資金に流動性を与え、集散地としての発展に資するところが大きかった」（加藤、p24）と前向きに評価される。

こうした松本の目に、日露戦争の軍需景気を背景に一時は「関東一流の請負業者として旭日昇天の勢ひ」（辞書、p421）で鼻息荒い遠藤君蔵が地元で自分と手を携え「遠藤塩場を開き、大いに製塩事業にも貢献」（辞典、p9）するなど、その活躍はさぞや“救世主”に映ったことであろう。

大正8年裁判所から失踪宣告を受けた松本の“逃亡”の真相は、結局本人の口から外部に漏れ出た形跡がなく、筆者の単なる想像にすぎないが、失踪4年前の明治41年5月11日予想外に「俄然取付…ニ遭遇」し約30万円を払い戻した際には「一点ノ不正汚行ナシ」（#20 営）と断言したほど、強く清廉潔白を自負してきた松本が、あろうことか人物を見極める自らの目が皆目曇っていた事実を深く恥じ入った結果、なんらかの一時弥縫策（言い逃れ、粉飾、隠蔽など）で松本体制の延命を図ることもせず、以後一切の役職を辞す覚悟で潔く蟄居謹慎（あるいは自殺）するに至った心境なのかもしれない。

創立時の理念たる「完全なる金融機関」（辞書、p375）の頭取として、松本は製塩業は地場産業として水産業ともども地域振興の主軸也と確信し、行き詰まった華族商法の塩田継承のみならず新規塩田開発にも銀行としてだけでなく頭取個人としても大きなリスクを取り三田浜・松遠浜の両事業をほぼ同時併行して推進した。

松本が地域振興策を進める際に最も頼りにしたのが遠藤君蔵であった。松本と遠藤のコンビは、地元行の実力頭取と地域最有力ゼネコン・トップとして、両者の名を採った「松遠新田」に代表されるような蜜月関係にあるビジネス・

パートナーとして「あうんの呼吸」で請負保証金の預入れ⁸²⁾と大口貸出等の互恵的便宜供与を通じ、銀行・取引企業双方の急成長を享受する一方で、共に蓄財・富致をなしつつ、少なくとも日露戦後の企業ブームの絶頂期までは二人三脚で並進し得たものと見られた。

仮に遠藤が自己の老練な番頭らの諫言を容れて、本業外の鉱山投機等（別稿参照）を傷が浅いうちに取り止め、真に地域に根ざした地場産業として堅実に安定成長を成し遂げれば、船商は小規模ながらも開発銀行型モデルの成功例にもなった可能性もあろう。しかし現実には前述の如く日露戦後不況で身の丈を越えた大口融資リスクが顕在化し、頭取個人として語られざる悲劇的末路を招いたのみならず、行運回復を願い整理を託されたはずの後任頭取はとかく人望を欠き、舵取りを誤って暴走、地方銀行としてあるまじき“貸し剥がし”に走り、複数の地元公益企業を道連れに極めて醜悪な筆舌に尽くし難い断末魔状態を露呈したものと推定される。

残念なことに松本頭取の失踪以来、同行を巡る蹉跌は県当局を含めた関係方面でもなぜか隠蔽され続け、真相が一切解明されぬまま一世紀近く放置されてきた。その弊害は筆者の地元意識に根差した関心領域でいえば、東葛人車鉄道の突然死の解明をも妨げているほどである。

同じ金融史領域からの加藤氏の先行研究に遅れること約36年目の後進者の、地元不案内の試論にすぎないが、今後地域社会での新史料発掘を誘発する契機ともなれば幸いである。

注

- 1) 論文①「多店舗展開型銀行のリスク管理—大正期の京和銀行を中心に—」『彦根論叢』第374号、平成20年7月。②「海浜リゾートの創設と観光資本家—東京ベイ臨海型テーマパークの魁・三田浜楽園を中心に—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7号、平成21年3月。
- 2) 現下の諸事情により地方版、地元紙探索等の調

査不足もあって当該記事以外に裏付けとなる大正2～3年の時期の船商の不祥記事を「事故調」を含めて確認できなかった。しかし安田財閥系第九十八銀行は大正2年7月船橋支店を開設、翌3年3月川崎銀行も船橋町九日市に船商に近接して船橋支店を出店（町誌、p163）し、船商に資金援助も申し出るなど、船商の苦境は業界公然の秘密であったと思われる。

- 3) 加藤隆「船橋商業銀行についての覚書」（以下単に加藤と略）、『史談会報』第7号、船橋市史談会、昭和60年3月、p14～24。

同様に本稿では類出資料に以下の略号を使用し、本文中に直接示した。商 M31…『日本全国商工人名録』明治31年、塩業…『大日本塩業全書』明治39年、日韓…鈴木庸之助編『日韓商工人名録』実業興信所 明治41年、辞書…『房総人名辞書』千葉毎日新聞社 明治42年、整理…『製塩地整理事蹟報告』大正元年、商工 T3…『日本全国商工人名録』大正3年、専売…『塩専売史』大正4年、町村…『房総 町村と人物』多田屋書店 大正7年、郡誌…千葉県東葛飾郡教育会編『千葉県東葛飾郡誌 前篇』千秋社 大正12年、町誌…『船橋町誌』昭和12年、市史…『船橋市史 前編』船橋市 昭和34年、辞典…『船橋人名辞典』第1巻 昭和40年、変遷…『本邦銀行変遷史』平成10年、小沢…小沢利雄「東京湾沿岸の塩田製塩について—船橋・津田沼町の塩田開発と廃絶—」『船橋市史研究』11号 平成8年3月、工場…農商務省工務局工務課『工場通覧』、諸…牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所、要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、人事…『人事興信録』、東日…『東京日日新聞房総版』（丸数字は紙面）、B…『銀行通信録』、営…船橋商業銀行『営業報告書』（#は第〇期）、商登…閉鎖「商業登記簿」（①船商、②千葉県塩売捌合資）、不登…閉鎖「不動産登記簿」（①九日市1223番の遠藤邸、②浜田2720番の塩田）、台帳…「土地台帳」（①九日市1223番の遠藤邸、②塩田）。なお、船商の内部文書に接近できぬ

- ことに加え、コロナ禍で調査活動も制約され、参照し得たのは千葉県行政文書、鉄道院文書、法務局閉鎖登記簿・土地台帳等に限られた。
- 4) 遠藤君蔵は塩田への過大投資で破綻した訳でなく、彼を支援した松本もそれ故失踪したとは考え難く、地場産業に肩入れし過ぎて固定貸を生んだのなら、その旨釈明後に退任すれば済む話か。
- 5) 「明治末期の鉄道請負業者の多角化リスク—千葉県船橋の“落ちた偶像”遠藤君蔵の衰退事例—」『彦根論叢』第426号、令和3年1月。
- 6) 創立期役員の家業は穀物、酒、食糧、米、質、乾物、荒物。株主も醤油、肥料、呉服、薬、特産の魚、塩、落花生等に分散し、水産漁・塩業等の浜偏重傾向はない。
- 7) 金子平五郎は嘉永3年生、質屋兼金銭貸付業カネ平、船商「創立せらるるやその取締役に挙げらる。代々人望家」(辞典、p14)、明治38年末で取締役支配人②150株主、大正元年11月で取締役頭取(帝T1、p6)。
- 8) 岡田耕平(中山村)は明治15年「晃泉」印の味醂醸造創業(工場T7、p771)、明治29～30年中山村長、明治32年船商20株主、千農銀31株主。船商融資先の東葛人車鉄道監査役、船橋鉄道社長等を兼ねた。頭取退任後、家業を整理し大正7年帝国酒造中山分工場主任(『東葛飾郡案内』大正8年、p26)に転じた。
- 9) 大正6年9月10日船商最後の総会で「一株主より…船鉄と関係ある人をも告訴すべしと発議せるも、重役側は是を不穏当なりとし、結局三名の調査委員を挙げ七時半散会せり」(T6.9.11朝日④)と船鉄関係の責任追及はうやむやに終わった。一方翌7年7月19日船鉄内情に関し管轄の千葉県を介さず重役を直接取調べた鉄道院は船鉄「会社ハ全ク支払ヲ為セス、為ニ本年二月末頃ヨリ全然工事ヲ中止セリ。目下請負人ヨリ工事代金支払ノ督促厳ナルヲ以テ、失権株主ニ対スル追徴金五万円、内取立ノ見込アル失権大株主(其追徴金二万円位)ニ対シ訴訟提起ノ準備ナリト云フ。其ノ他会社ノ内情ヲ調査スルニ全ク混乱シ、訴訟二次ク訴訟ヲ以テシ、到底今後遂行ノ見込ナク…以テ旁一日モ早く失効セシメ其真面目ナル株主ノ負担ヲ軽減スルヲ至当ナリト認ム」(「船橋鉄道工事竣工期間延長願却下ノ件」鉄道院文書)と延長願を却下、免許失効とした。同根の船商に置換しても概ね文意は通じよう。
- 10) 63) 64) 68) 『大審院刑事判決録』第20輯、中央大学、大正3年、p1256。
- 11) 58) 『官報』第2125号、大正8年9月3日、p62。
- 12) 『人事興信録』第3版M44ま、p100。第4版以降収録なし。
- 13) 小沢利雄「東京湾沿岸の塩田製塩について—船橋・津田沼町の塩田開発と廃絶—」『船橋市史研究』11号、平成8年3月、p1～35。
- 14) 判明の限りでも、①明治14年子爵仁礼景範が九日市の干潟を埋立。②明治24年頃津田沼村長・伊藤弥一と東京資本家が谷津干潟で開業。③明治29年深川の肥料商で総武鉄道や城東電気軌道大株主の加瀬忠次郎が加瀬浜で創業。④明治29年頃五日市の穀物肥料商・国松太七が五日市で創業。⑤38年津田沼の蠣灰製造業の鈴木専太郎が松遠塩田で創業など。
- 15) 両塩田は時期と所在が近く筆者自身の前稿記述での誤りを含め混同されがちだが、別物である。
- 16) 仁禮景範は薩摩藩出身の海軍中將。参謀本部海軍部長、横須賀鎮守府長官、海軍大臣などを歴任、海軍建設の功労で明治17年子爵(井奥成彦「勲功華族仁禮景範家の塩田経営」平成24年)。
- 17) 旗手勲『日本における大農場の生成と展開』御茶の水書房、昭和38年、p49。
- 18) 保科英人「蝶類學者仁禮景雄先生小傳」『日本海地域の自然と環境』22、p111～131。
- 19) 釜屋の賃貸に関し行徳地区では一般に「釜屋ハ地主ノ貸与ト小作人ノ所有スルトノ別アリテ、器具器械ハ小作人ノ全部負担トシテ、地主所有ノ釜屋ニ対シテハ賃借料一ヶ年金七円乃至十円ヲ支払ヒ修繕費ハ小作人ノ負担」(塩業、p22)とする慣習であった。

- 20) 小川紋蔵は船商 10 株主、仁礼家の旧小作人から頭角を現し塩田権益の一部を取得、明治 16 年製塩場を創業（工場 M37、p366）、明治 38 年版県統計書は紋蔵名義。塩田廃業後に割烹旅館・玉川を創業。
- 21) 保科英人「謎の蝶類学者 仁禮景雄」『きべりはむし』38（1）、p20～24。
- 22) 景助は景範次男、宮城農学校卒、十勝の音更村で仁礼家農場を経営（保科前掲書、p22）。
- 23) 明治 33 年 3 月設置の津田沼製塩試験場は明治 35 年秋「暴風雨のため塩田其他とも過半破壊」（M36.1.11 朝日③）したので、仁礼塩田も被害が必至。
- 24) 慶應義塾大学所蔵水産史料『仁礼家文書』には明治 37 年までの塩田書類綴が残されるなど製塩を続けた模様だが、当時順調な農場の方に専念か。
- 25) 松本は仁礼家・農銀のいずれかまたは双方から、勸銀債務肩代わりを意味する当該塩田の買取方を慫慂された可能性もあろう。
- 26) 54) 当時 27 歳で松本邸に同居中の益二は明治 16 年 12 月生、32 年 6 月末船商 1 株主、36 年「米国に渡航し紐育大学其他の大学に入りて財政経済学及び商業の諸学を専攻学し、商学士の学位を得て明治四十一年帰朝し、今現に東京芝高輪に専修英学校の校主として全校経営に従事」（辞書、p376）、42 年末船商 35 株主。
- 27) 『日本案内 上』開国社、大正 4 年、p648。
- 28) 明治 33 年 1 月不動産投資に意欲的な遠藤は「開墾畑の五分通りは農民各々へ残部は吾趣旨を条件」（『黙歩七十年』、p440）とする葉種問屋『伊勢源』星野家から八栄村二和の原野を捨て値で買取した。
- 29) 新井斌「赤煉瓦」『史談会報』船橋市史談会、昭和 49 年 5 月、p2。
- 30) 柴田半七は柴田柳三郎の一族、合資会社柴田商店代表社員、合名会社柴田保全社代表社員、大正 13 年 4 月死亡。
- 31) 前掲『千葉県の歴史』、p548。
- 32) 海神先「九日市塩田」は後世「都疎浜塩田」とも称された。
- 33) 西海神東浜は旧葛飾村西海神地先（現船橋市南海神 1、2 丁目）の海神川南側。
- 34) 「遠藤組所有の船橋町松遠新田の塩田約三十町歩余を合せて六万七千円を以て」（T6.7.22 東日）競落した柴田柳三郎（京橋区本材木町）は鉄鋼類・鉄道用具・銅鉄地金販売の柴田商店代表社員、伊那電車軌道、東京煙炭製造所各取締役。後述の通り、東葛人車鉄道等のレール換価にも登場。
- 35) 係累は定かでないが植草姓の浦次郎（九日市、船商 10 株主）は明治 3 年新塩浜で創業、市太郎は仁礼家塩田小作人、愛三郎は大正 7 年巳新田で各々創業の製塩家。なお三郎左エ門（海神）は船鉄発起人。
- 36) 国松太七（M30.6 創業）、秋元仙太郎、新山久左衛門（M38.6）、芦田三左衛門（M38.2）、石井亮蔵（行徳町二俣、行徳塩業組合長、行船人車軌道取締役）ら船橋・行徳で創業の製塩業者が相当数参加。
- 37) 松永定次郎（行徳町原木）は製塩（辞書、p714）。
- 38) 福田友蔵（行徳町原木）は「同地の草分にして祖先代々製塩業を営」（町村、p184）み、町会議員、中山協和銀行監査役、千葉県塩売捌合資社員 1,200 円、行徳塩業組合副組合長、行船人車軌道取締役。
- 39) 第一次で製塩禁止地（全県禁止 17 県・一部禁止 16 府県）と製塩許可地とに仕分けられた結果、「十州以外ニ在リテハ僅ニ宮城県渡波地方、石川県能登地方、愛知県吉田地方、千葉県行徳地方、福岡県大分県ノ瀬戸内海ニ面スル一部及鹿児島湾内ニ比較的集団地ト目スヘキモノヲ残存セルノミ」となった。（落合功『江戸内湾塩業史の研究』吉川弘文館、平成 11 年参照）。
- 40) 『明治三十七年千葉県統計書』明治 38 年、p220。
- 41) 『明治三十八年千葉県統計書』明治 39 年、p437。
- 42) ①当地の温暖・少雨・乾燥という比較優位の気

- 候と細砂からなる長大浜が「最モ製塩業ニ適シ逐年益々盛大ニ赴ケリ」(郡誌、p821)。^②幕府の塩田直轄地の歴史。^③県全体で1釜当たり平均@305石、本行徳は@650石に比し船橋は@3,878石と大規模(『明治23年度千葉県統計書』194丁)。^④明治26年に船橋も加えた行徳製塩協同組合を結成済み。^⑤大正10年刊の郡誌でなお「本県ニ於ケル製塩業ハ安房及夷隅ニ僅少ナルモノヲ見ル外、主トシテ本郡ニアリ」(郡誌、p819)。^⑥大正時代に県内塩業中心地も行徳・西海神等から船橋浜に移ったなどといった過度な自負。
- 43) 元船商専務の宇賀山金次郎の談(『船橋信用金庫五十年史』昭和57年、p6)。郡誌にも「魚介の水産物多く、交通の繁くして商業の殷賑なることは亦郡内第一位」(郡誌、p2205)とある。
- 44) 千田稔『明治大正昭和華族事件録』新潮社、平成17年、p143。原典は大正9年当時の『東京日日新聞』の佐野伯家負債整理に某子爵から土地を巻き上げた経歴を誇る業者が介入した事件の報道。
- 45) 塩田ではないが、明治30年代以降の養魚ブームで投資家が養魚池周辺を公園化し料亭等を併設する遊園経営を企て、広部銀行が「目下新開の地所にして前途頗る有望」(M35.9.15『保険銀行時報』)と判断した第一次産業の低収益性に囚われぬ融資例もある。
- 46) 滝口喜三郎「船橋の昔」『史談会報』昭和60年、p25。
- 47) 大野三郎(九日市)は明治44年船橋町漁業組合長、大正元年東葛飾郡水産組合長就任、船橋鉄道発起人、大正2年設立の船橋倉庫社長。
- 48) 古宮菊次郎(九日市)は創立時収入役、酒・穀物商・ヤマ傳(商M31る、p12)、明治32年船商10株主。
- 49) 『斯民』3号、中央報徳会、明治41年、p38。
- 50) 内務省地方局編『地方経営小鑑』明治43年、p91。
- 51) 新田埋立を見越し当該漁業権をもつ九日市漁民らを懐柔し、先々の同意獲得を目論んだ節はな
- いだろうか。
- 52) 長男芳太郎は明治4年8月生、荒物商、明治31年以降江戸川製絲合資取締役、本所区相生町で材木商、同所在の土地建物合資社長。明治42年末船商100株主。
- 53) 『東葛飾郡案内』大正8年、p67。切手売捌所21、八栄、塚田両村をも含め電信電話も取り扱う三等局。
- 55) 堀文蔵は行徳浦漁業組合理事。
- 56) 鈴木源次郎(豊和村大寺)は豊和村議会議長、豊和村長(『千葉県町村合併史』第2巻、p259)。
- 57) 千葉県塩売捌合資は大正3年4月船橋塩元売捌所と改称(商登^②)した。
- 59) 一説に「遠藤君蔵はいずこへ 行方不明になって90年以上経つが…今も行方不明」(「津田沼街道を歩く」<http://tudanuma7.seesaa.net/article/392368179.html>)との伝承は盟友松本との混同か。
- 60) 岡田らの旧共通役員の名前が連日大きく取沙汰される「船鉄・船商事件」報道は、泥仕合を何度も繰り返す両派のいずれに理があるかは兎も角、単に建設中の未成鉄道たるバーチャルな存在としての船鉄の信用低下と行政上の免許取消・失効処分だけにとどまることなく、同時並行的に船鉄の資金を一手に担い、首脳部も共通だった、いわば“同根”の船商という、リアルな地元銀行の著しい信用低下と預金取付騒動にまで直結したことは間違いない。船鉄の全容は佐藤信之「船橋鉄道の挫折と北総鉄道の開通まで」『船橋市史研究3』昭和63年参照。
- 61) 『千葉県統計書』には当該期の船商の数値も漏れなく掲載されており、提出済書類が破綻後意図的に廃棄ないし別保管され永年保存文書から除外されたものか。
- 62) 「遠藤君蔵ハ土木建築請負業者ニシテ明治四十一年十二月二日以来…第一師団經理部ヨリ板橋兵器赤羽火薬庫其他ノ建築工事ヲ請負」う中、幹部3名が贈賄に関与との明治43年東京地裁判決を経て、明治44年3月14日東京高裁

- で有罪判決（陸軍省『壹大日記』M44-2-20 防衛省防衛研究所所蔵）。
- 65) 当時の町長は明治42年8月就任し大正2年9月辞任した松本教蔵（郡誌、p2206）。明治9年2月生、「郷里に帰りて小学校教員となり、夫より船橋町収入役及び町長に推され…更に千葉県会議員に挙げられ」（町村、p189～190）た政友会の政治家。
- 66) 蔵前の料亭「いな垣」は柳橋を代表する料亭。
- 67) 従前の例では其本財産の約73%を船商、残り約27%を川崎銀行へ預入れていた模様。
- 69) たとえば明治36年下期は預金148.6千円に対して貸付金156.2千円と一時的な貸付の急増が認められ、原因は不明ながら翌明治37年上期は一転して貸付金は106.7千円と5万円近く純減するなど、この間に不自然なほど大きく急増減。
- 70) たとえば遠藤の準主力取引行の農工貯蓄銀行（農貯）等の札付き銀行を想定。
- 71) 「盪回し」とは「平常は其主たる会社に全資産を集めて経営してゐるが、万一形勢が逆転して怪しくなると何のかのと架空の貸借を設けて別会社に資産を移してしまふ」（家村五郎『投資之研究』昭和5年、投資研究社、p256）ような悪意ある資産移転策を指し、たとえば大正バブル期の北部銀行で粉飾決算のため大正8年3月ダミーの大分不動産を設立、「銀行總會の際は不動産会社に、不動産会社の際は銀行に貸出した」（T13.11.7『福岡日日新聞』）ように盪回して「三十七万円の幽霊貸出」（T13.11.7福日）と騒がれたが、「盪回し」の用語は長岡六十九銀行東京支店で散漫に流れた支配人らが「イカサマ師に乗ぜられ俗に盪回しと称する奸手段に懸り…石炭会社の創立に無謀の貸出」（T10.12.25『帝国興信所内報』）をして「石炭屋、株屋等に貸付たる金額は大部分回収不能」（T11.1B）と報じられた例がある。
- 72) 農貯疑惑事件は『実業之世界』が明治43年2月「東京府農工銀行の大罪悪」（M44.5.5東朝⑤）と東農銀・農貯を恐喝して始まり、同誌野依秀市は公判で「同行所在地に農工貯蓄銀行なる紛らはしき銀行を設け」「中山は農工銀行の支配人なる地位を利用し」「銀行の金を貸付けてコンミッションを取」る「杯不都合の行為あるにより攻撃の筆を向けた」（M44.5.5朝日⑤）と陳述したため、松本失踪事件の直前・明治44年後半頃から農貯による遠藤等への甘い融資継続が困難となって、強引な担保徴求に走ったものか。
- 73) 大正2年7月20日岡田は「甚大ナル同情ノ基ニ好成绩ヲ揚ゲ行運回復ノ積極的基礎ヲ確立スルヲ得タ」（#31 営）と称し「株金払込完了…増加シタル資本ノ総額金十万円」（商登①）を誇示した。
- 74) 船橋鉄道（船鉄）は大正元年船橋と柏の間に軽便鉄道を出願し、政友会が支援した。大正3年6月創立総会で創立委員長岡田耕平が社長就任、役員を多くを岡田派で占め、工費不足を理由に船商から借入れた。
- 75) 永岡幸次郎（船橋町五日市）は船商から2万余円の融資を受けて船鉄の名義株主となり取締役就任、大正4年1月西村隆輔と交代。柴田柳三郎宛1万円の約束手形偽造や二重抵当・二重売買等の廉で別の古物商から「警視庁に告訴」（T6.5.1東日）された模様。
- 76) 大正3年5月22日『鉄道院文書 船橋鉄道』。
- 77) ①長年取引ある親密先であるはずの従前の主要株主がそれと察知して割当に応じない者も見受けられる。②新規株主に大正3年発行『日本全国商工人名録』記載の有力商人が少ない。③係累の有無の検証が必要だが、森田つね100、大野さと20、やす20、わか20など従前の主要株主と同姓の女性名義の株主も少なからず見受けられる。（一般的に買占めを別として長期保有せず短期に売逃げる際に他人・家族名義を使用）
- 78) ①遠藤への大口融資が焦げ付き借入・預金返済に追われ、貸し剥がしに狂奔中の船商首脳部が、②大戦景気で鉄類が高騰する中、同行傘下の船鉄・東葛人車鉄道の軌條剥がしによる換価策を強引に推し進め、③有力な古物・鋼鉄商等も赤字・計画倒れの私鉄の持ち腐れ状態の軌條に着

- 目、銀行首脳らに接近し、両私鉄の軌條を違法・不正に剥がし換金。
- 79) 東葛人車鉄道では大正5年「八月八日臨時株主總會ヲ開キ原動力ヲ蒸氣ニ変更ノ件、及び北部ハ印旛郡木下町、南部ハ浦安町へ線路ヲ延長シ改良発展ヲ期シ、其ノ筋へ申請ノ手續ヲ為セリ」(『東葛人車鉄道 第八回營業報告書』大正5年12月、p1)と延長を旗印とした末期の経営陣は「本社特色」として「原動力を蒸氣に変更し、北部は印旛郡木下町、南部は浦安町へ線路を延長の計画手続中」(『帝國鉄道要鑑 第四版』鉄道時報局、大正7年10月)と積極策を打ち出し広報した。郡誌では「車両数客車六、貨車七〇を有し、乗客及び貨物、運輸に従事せしが、營業狀況有利ならざるを以て大正六年会社は解散し、軌道は撤廢するに至れり、今は即ち無し」(郡誌、p1042)と單純に經營不振での廢止・解散説に立つが、内実はどうやら別であったようで、地元には引込線のある荷扱所を任され「事務一切を取り仕切っていた」書記の子息(法典在住)は「送り状や伝票、株券まで入っていた」「行李」の中身を「吾が子にも見せたくなかつたので…焼き捨てた」(高橋久雄「人車鉄道」『資料館だより』第16号、昭和53年12月、p1)と、「その時の不快な思い出の残る」不自然な“最期”の証言も残る。また『東葛飾郡案内』は「先きには行徳町より東葛人車鉄道通ぜしも、大正七年九月限り撤廢されたり。県道二線(鎌ヶ谷)村の南北を通るも、險惡にて交通不便なり」(『東葛飾郡案内』大正10年、p146)、「県道中山村より来りて鎌ヶ谷に走るもの頗る惡路にて、一旦降雨あれば泥濘膝を没し交通運輸共に不便なり」(『東葛飾郡案内』大正10年、p62)と、單に「經營不振で…廢線」(『千葉鉄道管理局史』昭和38年、p544)、「今の倒産と同じ様な結末」(高橋)といった生やさしいレベルではなく、“撤廢”との微妙な表現で、人車を剥奪された地元民の「不快な」怨念を紹介する。なお東葛人車鉄道の經營全般は佐藤信之『人が汽車を押した頃』崙書房、昭和61年参照。
- 80) 岡田は雌伏20年の後、市議会で議長ポストに擬せられたが、昭和11年5月「議長にして議長に非ず」と「自派(二十日会)の議員にあいそをつかさね…辞表を提出、初代議長の椅子を投げ出した」(S11.5.30『読売新聞』千葉版)失態を再度演じたという。
- 81) 「昨夏以来岡田耕平(当時頭取)ガ取締役ノ地位ヲ乱用シテ手形ヲ乱発シ行務ヲ紊乱シ遂ニ一般ノ支払ヲ停止スルノ止ムナキニ至リ…岡田氏ハ当時ノ取締役トシテ壇ニ宇賀山金次郎外二名ニ対シ多額ノ貸付ヲナシ目下回収不能ノ金額總計一万数千円」(大正6年10月15日付大蔵省宛船商「上申書」『県庁文書』所収)。
- 82) 後年船鉄工事の請負保証金の例では「遠藤組請負保証金は一万円にして岡田は船橋商業銀行に定期預金として保管…遠藤弥市が納むる公債額面二千円…は共に銀行に保管すと云」(T6.7.22東日)ったように、請負業者が納入する保証金は一般に何万円単位と巨額で取引銀行の定期預金の形をとる。